## 移植医療特約(2022) 目次

(2022年4月実施)

#### 第1編 この特約の締結に関する規定

第1条 特約の締結

第2条 特約の保険期間および保険料払込期間

#### 第2編 この特約の保険給付に関する規定

第3条 給付金の支払

第4条 給付金を支払わない場合

#### 第3編 この特約の締結後の取扱に関する規定

第5条 中途付加された特約の責任開始期

第6条 特約の消滅 第7条 特約の払戻金

第8条 特約の更新

第9条 法令等の改正に伴う支払事由の変更

第10条 普通保険約款の規定の適用

### 移植医療特約(2022)

#### この特約の締結に関する規定 第1編

#### (特約の締結)

第1条 この特約は、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出により、主たる保 **険契約(以下「主契約」といいます。)に付加して締結します。** 

#### (特約の保険期間および保険料払込期間)

第2条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めるものと します。

#### 第2編 この特約の保険給付に関する規定

#### (給付金の支払)

第3条 この特約の給付金の名称、支払事由、支払額および受取人は、次のとおりです。

#### 第3条 備考

#### 【備考1】責任開始

この特約の復活が行なわれ た場合には、最後の復活の 際の責任開始とします。

# 【備考2】この特約の締結の

この特約の復活が行なわれ た場合には、最後の復活の 際とします。

名称	支払事由	支払額	受取人
移	(1) 被保険者が、この特約の保険期間中に次	特約給付金額に、	主契約の普通
植	の条件のすべてを満たす別表30-1に定め	被保険者が受けた	保険約款(以
医	る移植術を受けたとき(被保険者が受容者	移植術または骨髄	下「普通保険
療	の場合に限ります。)。	幹細胞採取手術等	約款」といい
給	ア. この特約の責任開始 [編巻1] 期以後に生	に応じた給付割合	ます。) に定め
付	じた傷害または疾病を直接の原因とする	(別表30-3)を	る傷害疾病給
金	移植術であること。	乗じて得られる金	付受取人
	イ. 病院または診療所(別表14)において	額	
	受けた移植術であること。ただし、日本		
	国外にある医療施設で移植術を受けた場		
	合は、次の(ア)および(イ)のいずれにも該		
	当する移植術であることを要します。		
	(ア) 日本国内の医師が被保険者に対して		
	必要と診断した移植術		
	(イ) 前(ア)の医師により紹介された医療		
	施設において受けた移植術		
	ウ. 臓器売買等の行為(別表31)に該当し		
	ない移植術であること。		
	(2) 被保険者が、この特約の保険期間中に次		
	の条件のすべてを満たす別表30-2に定め		
	る骨髄幹細胞採取手術または末梢血幹細胞		
	採取手術(以下「骨髄幹細胞採取手術等」		
	といいます。)を受けたとき。		
	ア. この特約の責任開始 <sup>[備考1]</sup> の日からそ		
	の日を含めて1年を経過した日以後に行		
	なわれた骨髄幹細胞採取手術等であるこ		
	٤.		
	イ. 病院または診療所 (別表14) において		
	受けた骨髄幹細胞採取手術等であること。		
	ウ. 臓器売買等の行為 (別表31) に該当し		
	ない骨髄幹細胞採取手術等であること。		

- 2 被保険者が、この特約の責任開始 [編巻1] 期前に発病した疾病を直接の原因として、この 特約の責任開始 [編巻1] 期以後に移植術 (別表30-1) を受けた場合でも、会社が、この特 約の締結の際 [編巻2] に、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承 諾したときは、その疾病はこの特約の責任開始 <sup>[備考 1]</sup> 期以後に発病したものとして取り 扱います。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、会社が その疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
- 3 被保険者が、同時に2種類以上の移植術(別表30-1)を受けたときは、最も給付割 合の高いいずれか1種類の移植術(別表30-1)を受けたものとみなして、第1項の規 定により移植医療給付金を支払います。
- 4 次の各号の移植術等に対する移植医療給付金の支払限度は、それぞれ当該各号に定め るとおりとします。
  - (1) 移植術 (別表30-1) のうちの腎臓移植術および骨髄移植術 それぞれこの特約の保険期間を通じて3回を限度とします。
  - (2) 骨髓幹細胞採取手術等(別表30-2) この特約の保険期間を通じて2回を限度とします。
- 5 第1項および前項の規定にかかわらず、この特約による移植医療給付金の支払は、給 付割合を通算して100%をもって限度とします。
- 6 移植医療給付金の受取人を第1項に定める者以外の者に変更することはできません。

#### (給付金を支払わない場合)

第4条 移植医療給付金の支払事由(前条第1項第1号に定めるものに限ります。以下本

第4条 備考

【備考1】薬物依存

条において同じ。)に該当した場合でも、次の免責事由に該当するときは、会社は、移植 医療給付金を支払いません。

#### 移植医療給付金の免責事由

次のいずれかにより被保険者が移植医療給付金の支払事由に該当したとき。

- ア. 契約者または被保険者の故意または重大な過失
- イ. 前条第1項の傷害疾病給付受取人が被保険者とは別に定められている場合には、そ の者の故意または重大な過失。ただし、その受取人が移植医療給付金の一部の受取人 であるときは、会社は、その残額を他の傷害疾病給付受取人に支払います。
- ウ. 被保険者の犯罪行為
- 工. 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故
- オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- カ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生 じた事故
- キ. 被保険者の薬物依存 [備考1]
- ク. 地震、噴火または津波
- ケ. 戦争その他の変乱
- 2 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって移植医療給付金の支払 事由に該当した場合でも、その原因によって支払事由に該当した被保険者の数の増加が、 この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときは、会社は、その影響 の程度に応じ、移植医療給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

平成27年2月13日総務省告 示第35号に基づく厚生労働 省大臣官房統計情報部編[疾 病、傷害及び死因の統計分 類提要ⅠCD-10(2013年 版) 準拠」に記載された分類 項目中、F11.2、F12.2、F 13.2、F14.2、F15.2、F16. 2、F18.2、F19.2に規定さ れる内容によるものとし、 薬物には、モルヒネ、アヘン、 コカイン、大麻、精神刺激薬、 幻覚薬等を含みます。

### 第3編 この特約の締結後の取扱に関する規定

#### (中途付加された特約の責任開始期)

- 第5条 主契約の締結後に付加されたこの特約については、会社は、次の時から保険契約 上の責任を負います。
  - (1) 会社が、この特約の付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合 この特約の第1回保険料を受け取った時
  - (2) 会社が、この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の付加を承諾し た場合

次のいずれか遅い時

- ア. この特約の第1回保険料相当額を受け取った時
- イ. 被保険者に関する告知を受けた時

#### (特約の消滅)

第6条 移植医療給付金の支払額が第3条(給付金の支払)第5項に定める支払限度に到 達した場合には、この特約は消滅します。

#### (特約の払戻金)

第7条 この特約については、払戻金はありません。

#### (特約の更新)

- 第8条 この特約の保険期間が主契約の保険期間満了の日 (#\*1) 前に満了する場合、契約 者が、この特約の保険期間満了の日の2ヵ月前までにこの特約を更新しない旨を会社に 書面で通知しない限り、この特約の保険期間満了の日の翌日に、この特約(保険期間満 了の日までの保険料が払い込まれている場合に限ります。)は更新して継続されます。 ただし、更新時に会社がこの特約の付加を取り扱っていない場合には更新できません。
- 2 前項の規定によりこの特約が更新される場合、更新後の特約の保険期間は、更新前の この特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後の特約の保険期間を更新前と同一 とした場合に、更新後の特約の保険期間満了の日が主契約の保険期間満了の日 [編考1] を こえるときは、主契約の保険期間満了の日[編考1]まで保険期間を短縮して更新します。
- 3 この特約の保険期間が満了する際、主契約が更新する場合は、契約者が特に反対の意 思を会社に書面で通知しない限り、この特約も同時に更新して継続されます。この場合、

#### 第8条 備考

#### 【備考1】主契約の保険期間 満了の日

主契約の保険期間が終身の 場合は、被保険者の年齢が 80歳となる契約応当日の前 日とします。

前2項の規定を準用します。ただし、前回の特約の更新の際に、前項ただし書の規定に よりこの特約の保険期間を短縮して更新した場合には、その短縮前の保険期間と更新後 の主契約の保険期間のいずれか短い期間を更新後の特約の保険期間とします。

- 4 第1項ただし書の規定によりこの特約が更新されない場合には、会社がこの特約と同 種の他の特約の付加を取り扱っているときに限り、更新の取扱に準じて、会社の指定す るこの特約と同種の他の特約を主契約に付加します。
- 5 前4項の規定のほか、この特約の更新については、普通保険約款に定める主契約の更 新に関する規定を準用します。

#### (法令等の改正に伴う支払事由の変更)

- 第9条 会社は、移植医療給付金の支払事由(第3条)にかかわる臓器の移植に関する法 律または同法に基づく命令の改正があり、その改正が移植医療給付金の支払事由に影響 を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、移植医療給付金の支払事由を変更す ることがあります。
- 2 会社は、本条の変更を行なうときは、主務官庁の認可を得て定めた日(以下「変更日」 といいます。) から将来に向かって支払事由を改めます。
- 3 本条の規定により支払事由を変更する場合には、変更日の2ヵ月前までに契約者にそ の旨を通知します。

#### (普通保険約款の規定の適用)

第10条 この特約に別段の定めのない事項については、普通保険約款の規定によるものと します。